

久喜市農業基本条例

平成25年12月27日

市条例第59号

久喜市の農業は、利根川等の豊かな水と緑豊かな関東平野の肥沃な大地のもとで、先人たちのたゆまぬ努力によって、食料の安定供給や自然景観の維持などを通して、市民生活や地域経済の発展に大きく貢献してきました。

農業及び農村は、食料の生産だけでなく、水資源や自然環境の保全に寄与するとともに、貯水機能による水害の防止や、緑地や防災空間さらには生活に潤いを与える場所を提供するなどの多面的な機能を有しており、市民生活にとってかけがえのない財産となっています。

しかしながら、近年は、経済状況や生活環境の変化を背景に、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加、食料の安全性や安定供給への懸念等、農業、農村及び食料をめぐる様々な問題が発生しています。

このようなことから、今後、本市にとってかけがえのない財産である農業及び農村を守るためには、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めることが必要であり、持続的に発展できる農業生産構造の確立が不可欠です。

そのためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の消費及び利用の促進を図るとともに、農業を本市の基幹産業として育むことが必要です。

農業は、わたしたちの命と暮らしの原点であり、農村は、人が自然とふれあいながら共生できるかけがえのない場であることから、農業及び農村の重要性を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かし魅力ある農業が息づく地域社会を目指すためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村のあり方に関する基本理念及びその実現に必要な基本的な施策を定め、並びに市、農業者、農業団体、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農村 農業に従事する人が主に生活し、水源のかん養、自然環境の保全、良好な自然景観の形成、文化の伝承等の多面的機能(以下「多面的機能」という。)を有し、人間と自然が共生する地域

- (2) 農業者 市内で農業を営む個人、法人及び団体
- (3) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 消費者に食料を提供する事業を営む法人その他の団体及び個人
- (6) 地産外商 市内産の農産物及び農産物加工品を市外へ積極的に販売しようとする事。

(基本理念)

第3条 農業は、優良農地及び農業の担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境に配慮した安全かつ安心な農産物が安定的に生産、供給されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農産物の供給及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、農業及び農村に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、県、農業者、農業団体、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給し、第3条に定める基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の役割)

第6条 農業団体は、第3条に定める基本理念に基づき、農業者が安全かつ安心して農業経営ができるための環境づくりに努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村について理解を深め、市内で生産される農産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、市内で生産された農産物を積極的に使用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を農業及び農村に関する基本的な施策とし、各施策相互の連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 農業の生産基盤の整備を推進すること。
- (2) 優良農地を保全し、農地の有効利用を図ること。
- (3) 農業の多様な担い手を確保し、育成すること。
- (4) 地域農産物の振興及び地域農産物を生かした特産品の開発を推進すること。
- (5) 流通体制を充実させ、地産地消及び地産外商を推進すること。
- (6) 都市と農村との交流を推進すること。
- (7) 環境に配慮した農業生産を推進すること。
- (8) 農業の維持及び農村の保全を図ること。

(基本計画)

第10条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ久喜市農業振興協議会条例(平成22年久喜市条例第152号)で定める久喜市農業振興協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市農業振興協議会条例の一部改正)
- 2 久喜市農業振興協議会条例(平成22年久喜市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 農業及び農村の基本的な計画に関する事項